

二 関スル工業(5)電気工業 特ニ電気通信」を掲げ、さらに「二、満支ノ資源開発ノ為、特別ノ工業教育ヲ必要トシ特ニ採鉱土木等二関シ之ニ適応スル教育ヲ施スコトノ三、中小工業ノ振興ヲ図ル為左記事項〔中略〕ニ留意スルコト」としている。この答申に沿った助成などの施策がとられた結果、工業学校が全体として拡充されただけでなく、学科構成においても、25年当時には木材工芸科、色染紡織科などが中心で3位4位の地歩を占めるに過ぎなかった機械科、電気科が最大の学科数を占めるに至り、次いで応用化学科、土木科、建築科等の産業の近代化に対応する学科が急増した。この時期以後各地に官立の高等工業学校が急増したことも特筆される。(佐々木享)

●就職と職業指導●

employment/vocational guidance

第2次大戦前の長い間、小学校をおえた子どもの就職は、児童(の親)あるいは縁故者と個別企業の相対で決定されており、小学校に関する限り、学校は児童の就職には何ら関与しなかった。1921年には失業対策の一環として初めて「職業紹介法」(1921年法律第55号)が制定され、市町村立の職業紹介所が設置され始めたが、職業紹介所の数が少なく、小学校卒業者で職業紹介所を介して就職する者は極めて希であった。27年11月に文部省訓令第20号「児童生徒ノ個性尊重及職業指導ニ関スル件」が出されて以後、小学校も職業指導に関心をもつことが求められた。38年に制定された「国家総動員法」(1938年法律第55号)に基づき労務動員体制が敷かれ、また同年に職業紹介法が全面的に改正されて国立の職業紹介所が全国に張り巡らされて以後、最も大量に市場に提供される新規労働力である小学校卒業者は、労務動員体制に組み込まれ、就職先を自由に選択することは許されず、必ず職業紹介所を通して就職するものとされた。これが、学校が卒業生の就職に関与する

直接の契機となった。

第2次大戦後は「職業安定法」(職安法、1946年法律第141号)が制定され、無料の職業紹介は公共職業安定所のみが実施するものとされ、労働大臣の許可がなければ、学校も卒業生の就職に関与出来なくなった。しかし戦時中に形成された方式に慣れてきた学校関係者の働きかけにより、49年には職安法の一部が改正され、学校が卒業生の就職に関与し得るようになった。中学校卒業者については職安法第25条の2により、公共職業安定所が求人を受け付け、学校を通して就職を斡旋する方式が採用された。この方式は、本質的には、30年代に形成された方式を継承したものと見える。公共職業安定所が介在しているので、労働条件等に問題が生ずることはなかったといわれる。50年代後半から60年代前半にかけては、この方式により、農山村から遠隔の工業地帯の企業に就職するいわゆる集団就職が実施された。「職業指導」の教育課程上の位置づけは、中学校では58年の、高等学校では60年の学習指導要領改訂以後、「進路指導」とされている。

戦前の中等学校、専門学校や大学では、早い時期から学校が卒業生の就職の世話をする場合が多かった。戦後は、高等学校の大部分と大学は、職安法第33条の2により公共職業安定所の許可を得て、学校が直接に求人を受け付け、卒業者の就職を斡旋する方式が採られた。高等学校や上述の中学校卒業者の就職斡旋については、生徒からみれば、試行錯誤を重ねながら就職先を選択するのではなく、公共職業安定所あるいは学校が紹介する事業所の中から選ぶほかない方式で、そこでは1人1社主義が貫徹される。その意味では、職業選択の自由が文字通りには機能していないとみられる。しかしこの方式が欧米諸国に比較して就職後の定着率を著しく高める要因になっているといわれる。大学卒の就職に関しては、企業によるいわゆる指定校制度が学歴

主義の温床になっていると非難され、徐々に改善された。大学卒，高等学校卒の就職試験の開始期日等については，いわゆる青田刈り防止のため経済団体と学校側（具体的には文部省）との間の協定により統一されていたが，大学に関しては97年以来協定が廃止され，学生自身が就職先を探し選択する方式に移行している。

〔参考文献〕 荻谷剛彦・菅山真次・石田浩『学校・職安・労働市場』東京大学出版会，2000年。（佐々木亨）